

## 受章・表賞

● 藍綬褒章

柳居俊学さん

(県議会議員・西方)



● 瑞宝小綬章

濱本研一さん

(元県教育次長・椋野)



● 平成16年度

社会福祉功労厚生労働大臣表賞

● 柳居安子さん

(西方)

● 平成16年度山口県選奨

社会活動功労

● 西村和夫さん

(久賀)

● 保健衛生・環境功労

● 杉原利定さん

(小松)

## 年末年始を無事故で！

歳末は、慌ただしさや気ぜわしさからその隙を狙ったいろいろな犯罪や事故が発生しています。警察では、こうした犯罪などを未然に防ぐため、今年も「年末年始特別警戒」を実施します。歳末を安全・平穏に締めくくり、明るい新年を迎えるため、地域や職場ぐるみで次のことに気をつけましょう。

### ○金融機関を狙う強盗事件の防止

- ・金融機関強盗には盗難車が多く使用されます。車を離れるときは必ずキーを抜くこと。
- ・金融機関や深夜スーパーをうかがうなど不審な者（車）がいたら、すぐに110番通報を！

### ○年末年始の交通安全県民運動への参加

12月10日（金）から1月3日（月）の間、年末年始の交通安全県民運動が実施されます。

この期間は、例年、早朝・薄暮時の交通事故が多くなるとともに、飲酒の機会が増えることから悲惨な事故が多く発生します。

地域、職場ぐるみで交通安全運動に参加しましょう。

タコあげのシーズンになりました。タコあげをする際は次のことにご注意ください。

- ①タコあげは、近くに電線の通っていない広い場所で行いましょう。
- ②万一、タコが電線にかかったら、自分で取ろうとしないですぐに近くの中国電力営業所に連絡してください。
- ③電柱にのぼったり、屋根などの上がったりしてタコを取っている人を見たとときには、危ないのでやめるように注意しましょう。

◆連絡先／中国電力（株）柳井営業所  
お客さまセンター代表 柳井営業所  
0820(22)4321



## めざせ！ かしこい消費者

商品を販売すればマージンが入るといわれたが・・・

をあげてあたかも全員が多大な利益を簡単に得られるかのように説明されますが、現実には簡単に売れず、商品と借金だけが残ったという相談が多く寄せられています。

連鎖販売取引で契約した場合、「特定商取引法」で、契約書面を受け取った日または商品の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日から20日以内であればクーリング・オフができます。

また、この法律は改正され、平成16年11月11日から施行されましたが、ビジネスに不慣れた消費者の救済を図るため、連鎖販売取引に中途解約・返品ルールが規定されました。

### (相談)

友人から、化粧品セットとサプリメントの購入を勧められた。その商品を販売すればマージンが入り儲かるといわれ契約をしたが、販売する自信がないので解約したい。

### (ワンポイント講座)

商品の販売や役務の提供をする事業で、商品等の販売により利益が得られると誘い、何らかの金銭負担を伴う取引のことを連鎖販売取引「マルチ商法」といいます。勧誘の際は、成功例

一人で悩まず、まず相談！  
消費生活に関するご相談は  
● 山口県消費生活センター  
☎ 083(924)0999  
● 商工観光課  
☎ 79-1003